

京都市国際文化市民交流促進サポーター公募選任要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市国際文化市民交流促進サポート事業実施要綱第3条第2項の規定に基づき、京都市国際文化市民交流促進サポーター（以下「サポーター」という。）の公募及び選任について必要な事項を定める。

(サポーターの資格)

第2条 サポーターは、次に掲げる条件をすべて満たすもの（個人又はグループ）の中から選考により選任する。

- (1) 本市の区域内に居住している、若しくは、本市に通勤、通学している個人、又は本市内に活動拠点をもつグループであること。
- (2) 年齢満18歳以上の個人、又はそのような個人を代表とするグループであること。
- (3) 住民基本台帳法に規定する外国人住民若しくは多様な文化的背景を持つ個人（日本国籍取得者、日本人との国際結婚により生まれた子、中国帰国者等をいう。）、又はそのような個人を中心とするグループであること。
- (4) 母国に関する講演や文化紹介ができること。
- (5) 原則として日本語を理解できること。

(応募方法)

第3条 サポーターに応募しようとするもの（グループの場合は、代表者）は、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、国籍又は背景となる国、勤務先又は通学先の名称、プロフィール、応募の理由（本市の国際化に向けた抱負、サポーターとして活動できる内容等）を日本語で記載した書類を提出しなければならない。

(サポーターの選考基準)

第4条 サポーターの選考に当たっては、第3条の規定により提出された書類に基づき、本市の国際化に対する積極性や可能な活動内容等を考慮し、国際化推進室が選考する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に委員である者の任期は、第5の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。